

農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換会を踏まえた改善点等

※この他にもありますが、主なものを公表しております。

No	対象者		意見・要望内容	改善点等	備考
	意見・要望者	対応者			
1	担い手農業者等	機構	地域における機構職員の活動が見えない。	H27,5月より、機構職員として「地域コーディネーター」を7圏域（県地方振興事務所所管区域）毎に配置し、地域の声を反映する体制を整備した。	「地域コーディネーター」とは、機構地方駐在職員であり、機構の考え方を現場へ・現場の声を機構へ反映する役割を持つ。
2	担い手農業者等 業務委託先	宮城県	機構からの借入を周年で行えるようになってもらいたい。	対象農地の大半が水田のため、水稲作付に併せた時期のみ「農用地利用配分計画」を認可、公告することとしていたが、毎月認可、公告することとした。（周年対応）	
3	担い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構 市町村・農業委員会	機構を経由した借入処理に時間が掛かりすぎる。	機構借入及び機構貸付に係る農業委員会総会審議を同時に実施することとした。（処理日数の短縮化の実現）	機構借入＝農用地利用集積計画 機構貸付＝農用地利用配分計画
4	担い手農業者等	宮城県・機構	市町村やJAに機構事業の質問をしても対応がまちまちであり、よくわからない。	「業務マニュアル」や「Q&A」等を作成・改訂し、周知徹底した。（統一的取扱）	
5	担い手農業者等 業務委託先	機構	事務処理（書類作成）が煩雑である。	業務委託先と調整し、「帳票作成支援システム」を作成・改訂した。（事務処理の円滑化処理）	宮城県機構独自開発
6	担い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構	ほ場整備事業地区での「地域集積協力金のエリアどり」を一時利用地でも可能にしてほしい。	面工事が完了したほ場整備事業地区での「地域集積協力金のエリアどり」は従前地と一時利用地の併記（根拠資料添付）により、一時利用地でも可能とした。	宮城県より文書通知済み
7	担い手農業者等	機構	誰に相談したらよいかわからない。	機構HPに「相談窓口一覧表」を掲載した。	機構・県・市町村・JA・関係機関・国等毎の窓口を公表中
8	農業法人経営者	機構	H30には生産調整を国は止めると言う。そうしたら土地利用型農業においては利益は出ず、機械・設備に投資することも出来なくなる。先行きが不安な状況で会社としてH30以降の姿を想定することが出来ないでいる。	恒久的な担い手の経営安定対策の確立と経営力向上支援対策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望
9	農業法人経営者	機構	農地の耕作（貸付）を依頼されることが多くなってきている。農地の規模拡大と併せて、草刈や用排水路の維持管理も増えているので大変である。「多面的機能支払」等があって地域での対応を頂ければ良いのであるが。	担い手を中心となって農村集落が健全に維持・発展出来るよう、多面的支払機能に取り組む地域の拡大に向け、自治体負担の緩和等の施策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望
10	担い手農業者等	機構	中山間地域における耕作条件の悪い農地についても、農地中間管理事業により有効活用していただきたい。	制度上は、機構が条件改善実施後に担い手農家への貸付も可能である。しかし、地主or担い手の費用負担が伴うため実施要望は無い。 H27から開始された「農地耕作条件改善事業」は、負担軽減されるが、採択枠が狭いため、一層の予算確保を県・国へ要望する。	H27年度より「農地耕作条件改善事業」（ほ場整備事業実施済農地の再整備事業）開始